

平成30年度 福祉健康委員会 所管事務調査報告書

1 日 程

平成30年8月22日(水)～24日(金)

2 視 察 先

沖縄県・浦添市・那覇市

3 調査項目

(1) 沖縄県手話推進計画について(沖縄県)

視 察 先

沖縄県(県庁所在地:沖縄県那覇市泉崎1-2-2)

〔沖縄県の概要〕

- (1) 人 口 1,445,136人(男710,544人、女734,592人)
- (2) 世 帯 数 589,588世帯
- (3) 面 積 約2,280km²
- (4) 予 算 額 7,310億円(平成30年度一般会計当初予算)
- (5) 議員定数 48人

視 察 日

平成30年8月22日(水)

調査目的

本年4月に都内初となる手話言語条例を制定した本区は、手話に対する理解促進のための普及啓発や手話による意思疎通の支援に関する施策を、今後さらに推進していく必要がある。既に手話言語条例を制定し、総合的な施策を展開している沖縄県における取組みを視察し、本区の今後の手話に関する施策の充実に資する。

事業概要

沖縄県では、平成28年4月に「沖縄県手話言語条例」を施行し、手話に対する理解の促進、手話を使用した環境づくり、全ての者が互いを尊重し合い共生することのできる地域社会の実現に向けた取組みを推し進めている。

また、本年3月には、同条例の基本理念のもと、手話の普及に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、「沖縄県手話推進計画」を策定した。同計画は、県にとっては、手話の普及に関する基本的な方針を示すものであり、市町村に対しては、手話の普及に関する施策の指針となり、県民、ろう者及び手話の関係団体、学校等に対しては、その自主的な活動、行動を誘引する役割を果たすものである。

委員・会派の所感

江戸川区では手話言語条例を本年第1回定例会にて全会一致により、23区で初めて制定しましたが、沖縄県では、2年前に「沖縄県手話言語条例」を施行し、本年3月には、全ての者が互いを尊重し合い共生することのできる地域社会の実現の推進を図るため、「沖縄県手話推進計画」を策定し、県民・ろう者及び手話関係者・学校等に推進を図る取組みが始まっていた。

「手話を使い生活を営む方へのアンケート調査の結果概要」を聞き、聴覚障がい者が直面している実態を知った。手話に対する理解や環境が整わないため、生活に支障をきたすことが多いこと。情報を満足に得られていると感じる方は4分の1しかいないこと。手話ができる人、手話に対する理解の深い人が不足していること等、障がいを持つ方々へ常に関心を持ち、こちらから働きかけること、働き出すことの大切さを痛感した。

沖縄県では、手話や聴覚障害者等に対する理解の促進のための施策として、第3水曜日を「手話推進の日」と定め、県のHPに挨拶など簡単な手話表現の動画配信を行っている。その動画は正面・斜めから映しているため、手や指の動きがよく見えて字幕もあり、とても分かり易くよい取組みである。また、条例の解説や簡単な手話表現などを掲載した普及啓発パンフレットやポスターなどを作成し、市町村の窓口を設置や掲示をするなど、積極的な広報活動を行うとともに、手話講座の開催や県職員向けの手話研修等も実施している。

大変興味深かったのは、「保育園キャラバン」で、音楽やダンスなどを通じて手話に触れてもらうなど、子どもたちと一緒に楽しめる取組みは、自然な形で理解促進につながるものと感じた。また、学校教育においてもパンフレットを活用した普及啓発を行っており、本区も教育現場で取り組んで行かなければならないと思った。

今回の視察では、沖縄県が手話の理解促進のために様々な施策を展開していることを学び、今後の本区の取組みに大いに参考となった。ろう者の方にとって手話は意思疎通の大事な手段であることを区民一人一人が認識し、障害のある人もない人も全ての区民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加し、お互いを尊重し合える社会を実現していきたいと強く思った。

本区では都内初となる手話言語条例が制定され、ろう者の方や手話の関係団体、学校などの協力を得ながら、手話言語の理解と手話の普及啓発に向けて、一層の取組みを図っていきたい。

沖縄県では、平成25年10月、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」を制定し、障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現を推進してきた。

さらに、平成28年3月、沖縄県手話言語条例を制定し、同年4月1日に施行した。この条例では、「ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、手話の普及を図るものとする」という理念のもと、同県は、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定し、これを実施しなければならないと規定している。

このように、障害のある方もない方も共に暮らせる社会の実現に向け、力強く行動されている姿に深く感銘を覚えるとともに、江戸川区においても、共生社会の実現を進めていく所存である。

沖縄県は2016年4月に「沖縄県手話言語条例」を施行、今年3月に3年間の「沖縄県手話推進計画」を翁長知事の下で策定した。

また、現状把握のため、昨年7月に「手話を使い生活を営むろう者の生活状況に関するアンケート調査の結果」を発表した(対象503人・回答119人)。アンケートの回収率が悪いのではと思ったが、回答すること自体が難しい問題であるとのこと。しかし、ろう者の生活を知り、対策を考えるうえで貴重なデータだと実感した。

アンケート結果(65歳未満とそれ以上で分類)では、発症年齢は65歳未満では67.7%が0歳の時、65歳以上では30.8%。「日常的なコミュニケーションは手話で」と回答した人は65歳未満が77.4%、65歳以上が76.9%、聞くときに使用しているコミュニケーション方法では、筆談が最も多い。独力での受信能力については、「補聴器がないと殆ど理解できない」が65歳未満で44.4%。「人的支援による福祉サービスを利用している」と回答した方は、65歳未満は59.1%(手話通訳者派遣が92.7%)、65歳以上は38.5%。

また、自由意見として、「職場でも通訳がほしい」、「講演会や集会でも、主催者へ通訳をつけるよう呼びかけてほしい」、「通訳者の資質向上と増員を」などが挙げられていた。

今後、手話推進計画を進める中でさらに、日常の生活の中に手話が生きていくことを期待する。江戸川区においても様々な取り組みを行っており、庁舎への手話通訳派遣など具体的に進んでいる。また、学校の行事などでは子どもたちが手話で歌を歌ったり、中学生が手話通訳をする取り組みもあつたり、江戸川区の方が一部では進んでいるのではと思うところもあつた。

手話を理解する人が少なく、ろう者が必要な情報を入手し、誰とでも意思疎通を図ることが困難であることは、ろう者が日常生活、社会生活を送る上での支障や偏見の原因になっている。我が国でも、ろう者、手話に対する理解が十分とは言えない中、国の法改正等も伴い、全国の自治体においては、手話言語条例の制定が波及している。

手話の普及、ろう者の更なる自立と社会参加の実現を目指す理念に基き、本年、江戸川区でも都内初の手話言語条例が制定・施行された。手話は言語であり、言語の取得やコミュニケーションバリアを取り除くために、何より、条例を制定することが目的となってしまうように、実効性あるものとして、ろう者が自ら選択した言語を用いて表現する権利を保障するため、国の動向を確認しながら、本区でも手話の一層の普及に努め、ろう者の方々の自立と社会参加の促進に取り組んでいかなければならない。

そのためにも、災害時の緊急放送等での対応、更に、手話には日本語とは異なる独自の語彙や文法体系が存在するため、必要なサポート体制の整備、拡充が求められている。

沖縄県では、2016年に手話言語条例が施行されており、3年間をめぐりに手話推進計画を運用していた。まずは「手話を使い生活を営むろう者の生活状況等に関するアンケート調査」を行っていた。私たちは、ろう者が初めて情報

を入手するとき、文字であれば理解できるだろうと思ってしまいがちだが、手話を言語として生活している人は、約9割の人が手話でないと理解できないということが分かったということだった。

そういった結果から、周知、普及のためのホームページを立ち上げ、第3水曜日を手話の日とし、手話解説の動画をアップするなどしている。手話通訳者、手話通訳士の育成を進め、同時に学校分野での連携を始めるほか、各分野をどう巻き込んでいくのかが喫緊の課題であった。

また、手話施策推進協議会が開催されているが、その時には手話通訳者、触手話通訳者、要約筆記者をつけて行っているとのことだった。時間が通常よりもかかるため、議決事項はきちっと決めておくことが大切だということだった。

単に手話といっても「日本手話」「日本語対応手話」「中間型手話」「触手話」など、多数の種類があり、それぞれの障害に対応していくことの難しさを知った。本区でも、まずは同様なアンケート調査などを行い、実態把握が早急に求められているのではないかと考える。

(2) 子どもの居場所運営支援（浦添市てだこ未来応援事業）について （浦添市）

視 察 先

浦添市（市役所所在地：沖縄県浦添市安波茶 1-1-1）

〔浦添市の概要〕

- (1) 人 口 114,012 人（男 55,510 人、女 58,502 人）
- (2) 世 帯 数 49,156 世帯
- (3) 面 積 約 19 k m²
- (4) 予 算 額 513 億 8,000 万円（平成 30 年度一般会計当初予算）
- (5) 議員定数 27 人

視 察 日

平成 3 0 年 8 月 2 3 日（木）

調査目的

本区では、近年、大きな社会問題となっている「子どもの貧困対策」について、学習や食の支援を中心に、地域の協力を得ながら積極的に推進している。

様々な課題を抱えた子ども達が、孤立することなく社会的な自立に踏み出せるよう、子どもの居場所づくりを積極的に支援している浦添市の取組みを視察し、本区の子育て環境向上に資する。

事業概要

浦添市では、平成 2 8 年 6 月より、沖縄の将来を担う子ども達の深刻な貧困問題に対応するため、「浦添市てだこ未来応援室」を開設した。（「てだこ」とは、太陽の子という意味）

「沖縄子どもの貧困対策事業」の一環として、対人関係や家庭の問題など、様々な困難を抱えた子ども達が、社会から孤立することなく自立できるよう、公共施

設などに安心して過ごせる居場所を開設する市内の団体へ補助金を交付し、「食事の提供又は共同調理を通しての食育支援活動」や「学習支援活動」、「キャリア教育支援活動」などの様々な支援活動を実施している。

また、11名の「てだこ未来応援員」を配置し、子どもの貧困に関する各地域の現状を把握し、学校や学習支援施設、居場所づくりを行うNPO等の関係機関との情報共有や子どもを支援につなげるための調整を行っている。

委員・会派の所感

子どもの居場所運営支援について、平成25年6月の国による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の成立を背景に、浦添市では様々な支援を行っている。沖縄の子どもの相対的貧困率は、全国では13.9%に対し、沖縄県では29.9%と2倍以上とも言われ、食べたくても食べることのできない子ども達への食の支援に特にスポットを当てている。

一方で、小学校に児童センターが隣接している条件を活かし、週2回朝食を提供する支援は、最初は40名を超える子ども達が参加していた中、徐々に減少していく傾向があることに印象を受けました。理由を伺うと、大人も朝食を食べる習慣がないケースも少なくなく、自ずと子どもが朝食を食べないケースがあり、それが第三者の支援により、子どもが食べる習慣ができれば、大人も軽食でも準備をすることに繋がる、いわゆる「気付き」を与えることも重要であると話していた。まさに大人を巻き込み、子どもと一体での支援の一つのモデルケースは、本区にも当てはまる。

江戸川区でも子ども食堂等、食の支援を行っている団体は20団体近くあるが、まず子どもがその場に足を運んでもらうきっかけ作りが課題とも言われる中、浦添市の地域はもちろん、学校、そして1教師との密な連携についても大いに活かせるのではと考える。

沖縄県の子どもの相対的貧困率は、29.9%で全国平均の約2.2倍のほり、一人当たりの県民所得は低く、母子世帯の出現率は全国1位。高校進学率と大学・短大進学率は全国で最も低く、中学、高校卒業後の進路未決定の数値が全国に比べて3倍強と高く、そのまま若年無業者となり、深刻な貧困の連鎖が課題となっている。

内閣府は平成28年度から「沖縄子供の貧困緊急対策事業」として、子供の貧困対策支援員の配置や子供の居場所の運営支援を行う市町村の取組みに対して、10割補助を行っている。

浦添市では、子供の貧困対策支援員である「てだこ未来応援員」は、中学校区に2人（中学校5校）、アシスタントメンバーとして市に1人、計11人を配置。支援員は子どもの貧困に関する各地域の現状を把握し、学校や学習支援施設、居場所づくりを行う団体との情報共有や、子どもの支援につなげるための調整を行っている。「浦添市てだこ未来応援室」は15か所あり、もともと各小学校に併設されている児童センターや自治会などで子どもの居場所を設けていたこともあり、それぞれの特色を生かした食事の提供、生活指導、学習支援、キャリア形成支援などが行われており、子どもを支える浦添市の地域力の強さを感じた。

朝の食事支援では、朝ごはんを食べる習慣のない家庭の子どもが親に朝ご飯を食べたいと言ったことで、親に朝食づくりを気づかせることにつながった事例や、学習支援により全員が高校受験に合格した成果なども伺った。大変素晴

らしい取組みである。

本区も生活が困窮した母子家庭、子どもの相対的貧困の対策は喫緊の課題であり、浦添市の取組みを参考にし、地域の協力を得ながら、各関係機関が連携して子どもの居場所の充実と子育て環境の向上を図っていきたい。

沖縄県の子どもの相対的貧困率は29.9%で、全国平均の約2.2倍にのぼる。また、一人当たりの県民所得は低く、母子世帯の出現率は全国1位である。低所得世帯を対象とする施策を見ると、生活保護率は全国6位で、就学援助率は全国8位にとどまっている。

また、沖縄県の高校進学率や大学進学率は全国的に見ても低く、経済や雇用、教育の充実が求められている状況にある。コールセンターが沖縄に集中しているのは、賃金が安いためである。

国は「沖縄子供の貧困緊急対策事業」として、この3年間で、10億円、11億円、そして今年度は12億円の援助をしているが、今年度で10割補助のモデル事業が終了することから、来年度以降の事業の継続性が課題である。

親が朝食を食べない習慣があることにより、子どもも朝ごはんを食べないという現実があり、こういう状況では、充実した学習を進めることは困難であると感じた。

浦添市では、子どもの居場所運営支援（沖縄子供の貧困緊急対策事業）について学んだ。沖縄県の子どもの貧困状況については、2015年の相対的貧困率は29.9%（全国平均13.9%）であり、経済的ゆとりが不足している状況にある。また、子どもの生活環境へ及ぼす影響としては、離婚率（人口千対）が2.53と高く（2014年）全国1位（全国平均1.77）。DV相談件数（10万人あたり）は184で全国3位（全国平均94.6）。貧困世帯の約50%で、過去1年間で経済的理由により食料を買えなかった経験がある。子どもの成長への影響としては、小中学校の不登校率が高く、中卒進路未決定率が2.5%（2014年）で全国1位（全国平均0.7%）であり、これが1番の問題であるとのこと。そして、進路が未決定のまま教育段階を終え、どこにも繋がらないまま累積していき「若年無業者」となることで、貧困の連鎖が発生している。

この連鎖をストップさせるために、緊急対策事業（財源・国10/10）として、子どもの貧困対策支援員を配置するとともに、市内15団体による子どもの居場所運営支援の取組みを充実させている。（食事の提供・生活指導・学習支援・キャリア形成支援など）

今年度までは国の財政支援があり、資金確保は課題であるが今後も継続していく方向で考えているとのこと。実施団体の中に6か所の自治会があり、それは沖縄の地域性でもあり、地域の元々のつながりが強いとのこと。地域のつながりの深さを感じた。

また、小学6年と中学3年の時の子どもの状況がターニングポイントであると指摘していた。その時期に子どもが元気であるかが大事であると。子どもたちへの支援がいかに重要か考えさせられた。

沖縄県の子どもの貧困の状況は衝撃的であった。平成27年の調査で貧困率29.9%（全国13.9%）と沖縄県独自の調査結果でわかった。そこで、県では貧困解消に向けた取組みが進んでいる。子ども食堂や無料の学習支援など居場所をつくる対策を中心に、その地域や存在するコミュニティの中で孤立

することなく、人と人が繋がり、支え合う社会形成を目指していた。

子どもの貧困の背景には、保護者の就労状況と雇用状況、また生活習慣においても密接な関係にあるということがわかった。困窮から抜け出せないのは、沖縄県は、厳しい雇用環境と自助努力の限界が示されていた。そして、貧困が希望や意欲を阻み、人間関係の豊かさを無くしている要因でもあった。

子どもの虐待、子育て支援の対応については、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し続けなければならない。沖縄の実情を踏まえた居場所づくりや支援員の配置については今後も注視していき、子どもの健やかな成長支援を本区でも更に推進していかなければならない。

子どもの貧困は、直接には親の離婚やDVなどからの経済的な理由によるものであるが、さらに親の低学歴のために、社会とのつながりを持っていないことが多く、役所での説明も理解できないため、いやになってしまい自治体につながらないということが起こっていた。そういったことを断ち切るために子どもに学習支援を行い、最低でも中学の内容はわかるようになってほしいと、子どもへの学習支援や食事の提供を始め、親についても、学び直しなどの支援を行っていた。同じように本区でも、学習支援や食事の支援が行われているが、沖縄には寄り添い型の支援員が配置されていた。

支援員の仕事は、まずは学校へ行き様子を伺い、話を聞いて、信頼を得て、という段階を踏み丁寧に寄り添い居場所や次のステップにつなげていくことである。今年の採用時は、資格の有無ではなく、「何ができるか」ということを説明してもらったということだった。資格よりも人を重視しているということだと思った。子どもや親からの信頼を得るといのは大変なことなのだ改めて思った。浦添市は本事業を委託するのではなく、直営で行っていた。

本区では、子どもの貧困対策専門の支援員は設置されていないが、登校支援をする登校サポートボランティアやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、各分野で子どものたちを支援する仕組みはできている。これらをトータルにケアするための役割を担う人員を配置する必要があるのではないかと思った。

(3) 那覇市母子生活支援センターさくらの取組みについて(那覇市)

視 察 先

那覇市(市役所所在地：沖縄県那覇市泉崎 1-1-1)

〔那覇市の概要〕

- (1) 人 口 322,187 人(男 156,069 人、女 166,118 人)
- (2) 世 帯 数 151,430 世帯
- (3) 面 積 約 40 k m²
- (4) 予 算 額 1,475 億 7,100 万円(平成 30 年度一般会計当初予算)
- (5) 議員定数 40 人

視 察 日

平成 30 年 8 月 24 日(金)

調査目的

近年、母子世帯を取り巻く社会状況が大きく変化している中、母子家庭の保護から自立支援に向けた支援など、母子生活支援施設に求められる機能や役割は多様化している。

幅広い支援事業を展開している那覇市母子生活支援センターさくらにおける取組みを視察し、本区の母子生活支援に関する施策の充実に資する。

事業概要

那覇市母子生活支援センターさくらは、配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情にある女子とその児童を入所させて保護するとともに、母子の自立促進のために必要な生活支援を行っている。

また、地域福祉に貢献する施設として、諸事情により児童の養育が困難になった際の一時預かりを行う「子どもショートステイ事業」や病後児保育のほか、子育てや家庭に関する相談に専門員が対応する「はるはうす相談室事業」など、母子家庭の生活環境改善のための様々な事業を実施している。

委員・会派の所感

母子世帯が安心して生活し自立できるよう、また、夫の暴力から逃れる母子世帯の砦として、平成15年8月1日に「母子生活支援センターさくら」が開所した。近年、若年母子の入所が増えており、その背景には、利用者の親から親らしく家庭的に育てられていないケースが殆どで、とりあえず夜の仕事で生活をしているが、朝起きられず保育園に送ることができない状況の母子へ、保育園への送迎支援もきめ細かく行っており、母子の学びなおす場としても望まれている施設である。

本人と地域とセンターさくらとが、しっかり連携している姿が伺えたが、教育の場であるべきことは、「指導の対象」として厳しいまなざしを向けるのではなく、何より話を聞き、子どもたちが何を思い、どう過ごしているのかを知り、学校から遠ざけない努力が必要で、学校を離れた子どもは、無防備のまま社会に放りだされる。地域のコミュニティや血縁者のつながりの希薄化により、親の孤立化が進み、子どもを育てる力が失われている現状から、母親を支えながら、子どもたちを保護する取組みは、貧困・虐待の連鎖を断ち切る有効な支援になっていることが印象的であった。

那覇市母子生活支援センターさくらでは、近年、10代の若年母子の入所が増えており、入所中に自動車運転免許やパソコン、介護などを学び、資格を取っても、中卒であるとの理由により就職の受け入れが難しいとのこと。特に若年母子の社会的自立の難しさがあることがわかった。また、精神的な障害をもった母親が増えているとのことだが、支援が難しく、支援する方のマンパワーを増やすとともに、スキルをあげていく必要があると思った。

同施設は入所から2年で退所となるが、雇用の問題を踏まえると、また、生活が困窮していかないように、その後の支援はとても重要である。同センターでは、退所後の支援が必要なことから、地域支援として「子どものショートステイ」、「病後児保育」、「緊急一時保護」、「子どもの生活・学習支援」などの事業が始まった。

また、この施設につながらず、思い悩んでいる母親もいるのではないかと思

う。同施設では、新しくHPに相談コーナーを設けた。今後はラインなどの取組みも考えており、いつでも相談できる体制づくりは重要である。本区では妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援の充実を図ってきているところだが、SNSやラインなど、若い人がつながりやすいツールの活用も有用ではないかと思った。生活困窮から児童虐待にもつながりかねないことから、福祉や健康、子育て支援などに関わる行政、保育所、学校、地域の民生委員などの関係機関と連携を図り、母子の自立に向けた支援の充実を図っていききたい。そして、母子家庭の連鎖・貧困の連鎖を断ち切るためには、お金と性に関する教育を子どものころからしっかりと行っていくことも大変重要だと思った。

那覇市母子生活支援センターさくらは、平成15年8月1日に開所し、母子世帯が安心して生活できる場として、母子世帯の自立のための各種支援サービスを提供するとともに、地域に還元できる福祉サービスの提供を行っている。

母子家庭の親には中卒者が多く、入所者に対して、自動車運転免許や介護ヘルパー2級などの資格を取得させる取組みを行っている。また、高校卒業の資格を取得させ就職率を上げたいが、未だに成功した事実がないとのこと。

同施設への入所は2年が限度であり、その期間の中で更生させることは至難の業と言える。学歴がないため就職ができない。避妊などの備えがなく、やむなく子どもを産むケースが多いため、学校での日常的な性教育を十分に行うべきだと言える。負の連鎖は子どもや孫にまで続き、それを断ち切る難しさは想像以上である。

江戸川区でも同じことが言えるので、義務教育以上の学歴と性教育の充実を考える必要がある。

児童福祉法に基づく施設として「さくら」は、2003年8月1日に開設し、母子世帯が安心して生活できる場・自立できる各種支援サービスの提供・地域支援を目標に、様々な事業を実施している。現在は、指定管理者・那覇市母子寡婦福祉会が運営しており、指定管理料は52,012千円(2017年度)。鉄筋3階建、施設は母子室(20室)、緊急一時保護室(4室)、集会・学習・調理・事務・保育・静養・相談の各室、浴室が揃っている。

職員は母子生活支援施設事業が17名、その他ショートステイ・病後児・地域学童・夜の居場所・学生などのスタッフが27名。入所世帯は毎年13~18世帯で、今年度は現在13世帯が入所しているとのこと。

今後の課題としては、若年母子への対応や母親の資格取得、保育園への送迎など、さらなる支援の充実が挙げられる。中卒の母親が多く、経済的に自立をするためにも職の問題は大きい。しかし、中卒ではまともな仕事が見つからない現状だという。「何らかの仕組みで『高校卒業』の資格を取れるようにできないか」と担当者は強く話していた。国の問題になると思うが、貧困の連鎖を止め、母親の自立のために実現できないかと考えさせられた。

また、施設の有効活用や広域入所の受入れも課題である。施設活用では、沖縄県内で各市の連携がない状態で、それぞれ交換しながらの受け入れができないとのこと。特にDV被害対応が厳しく、法律は追いついていないというが、早急な改善が求められている。

さくらを中心に様々な貧困の連鎖をストップさせるための事業への取組みは素晴らしかった。そして施設長の母子への支援に対する情熱は素晴らしく感動した。

現在、沖縄県では前身、母子寮とされていた母子生活支援施設が県内に3施設ある。本施設は児童虐待、借金、DV、精神疾患等の特別な事情にある母子を保護するとともに自立促進支援を行っている。「たった一人との出会いが人生を変える。その一人になる得ることを認識して研鑽し務める。」ことを基本理念・方針の根幹に事業展開をしている。

さくらは、20世帯（現在15世帯）の母子世帯が入所。シングルマザー相談室、家庭的ショートステイ事業、母子会という独自のシステムで運営している病後児保育事業、緊急一時保護事業、公費で学習支援に注力している生活一時支援事業、更に県で近頃、問題となっている夜の子ども居場所運営事業が主である。

入所については、10代の女性が増えているという深刻な問題も起きていた。理由としては、かつて沖縄ではDV被害が突出していたが、近年では社会への承認欲求、未婚、鬱・パニック障害等の精神疾患の家庭が多く、「家庭環境の不適切」ということで複合的な理由があり、入所理由の割合が一番多かった。また、その多くの母親は、最終学歴が中卒であった。その割合は62%と自立しようにも就職が非常に厳しい。併せて、母子家庭が母子家庭になるという負の連鎖も起きていた。

施設長が嘆いていたのは、自立支援として、何より高卒資格取得が高い壁であった。今後は国や各都道府県でも高卒資格支援の仕組みを作る、その制度確立が経済的基盤の安定、貧困や虐待の連鎖を断ち切る有効な支援なのかもしれない。

沖縄県ではDVが多くなっているが、他県のように他の地域へ移すという連携ができていないため、シェルターとしての機能はあるが完全ではないということだった。この施設では2～3年で生活できるように支援していくことが目標。基本理念は「よきパートナーシップとして接する」「子どもの最善の利益」という母子生活支援センターさくらでは、子育てする親も子どもも自分らしく成長していけるように支援するということだった。

実家がなかったり、母親が鬱だったり、パニック障害だったりする親子、また近年には若年妊婦が多くなっているという。これらの若年妊婦は、ほとんどが中卒となってしまうことが多く、就職できない。あっても低賃金で生活できないため、生活保護となってしまう。2年の施設の生活では、変えられることが少ないため、アフターケアを重視したいが、手が足りなく思うようにはできていないのが現状だった。施設長は、性教育が遅れているとも訴えていた。シェルターとしての機能もあるが、県内の連携はないため、本区のように他区へ移すことはできないということだった。

本区でも、問題が起きた時点での個別の相談ではなく、それ以前にきちんと性教育を行うことが大切であり、問題が起きたときにも、その後の人生設計をも見据えたものになるような寄り添い方が必要であると改めて思った。

報告書の作成にあたっては、沖縄県、浦添市、那覇市の各々から提供を受けた資料を参考にしました。